

子育て世帯への臨時特別給付金として 年内に現金10万円を一括給付します

令和3年（2021年）12月16日（木）

国において年内の現金での一括給付が容認されたことから、箕面市は、15歳以下の子どもを持つ家庭（公務員世帯を除く児童手当受給者）に対し、12月27日（月）に現金で10万円を一括給付します。

また、令和3年9月分の児童手当を受給している公務員、16～18歳の児童のみを養育する対象者には、1月以降、個別にお知らせを送付し、申請受付後、内容を審査したうえで、速やかに現金で10万円を一括給付していく予定です。

なお、本件は、12月16日（木）に追加の補正予算案として市議会へ提出し、可決された場合を前提とします。

対象者と給付スケジュール

- (1) 15歳以下の子どもを持つ家庭（公務員世帯を除く児童手当受給者）
 - ・ 27日に10万円を一括給付することについて、15日付けでお知らせを発送
 - ・ なお、15歳までの児童と、16～18歳の児童の両方を養育している対象者には、合算して一括給付します（申請不要）
- (2) 児童手当受給の公務員及び16～18歳の児童のみを養育するかた
 - ・ 1月以降、個別にお知らせを送付し、申請受付後、内容を審査したうえで、順次速やかに10万円を一括給付
- (3) 新生児（令和4年3月31日生まれまで）を養育するかた
 - ・ 児童手当の申請内容の審査後、順次速やかに10万円を一括給付

※（2）（3）の支給対象者は、「児童手当の所得制限内のかた」に限ります

■問い合わせ先

子ども未来創造局 子育て支援室
TEL 072-724-6738（直通）